

車椅子貸し出し事業実施要綱

第1条 趣旨

この要項は、川辺町社会福祉協議会（以下、「本会」という）が車椅子貸し出し事業（以下「事業」という）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

第2条 目的

事業は、川辺町内に居住している者に対し、車椅子を貸し出しし、障害者および高齢者等の社会参加の促進並びに地域での福祉の向上を図ることを目的とする。

第3条 実施の方法

事業の実施は、本会事務所で行う。

第4条 手続き

車椅子の貸し出しを希望する者は、身分を証明するものを提示し、別紙車椅子借用申請書に必要事項を記載し、本会に提出する。

第5条 貸し出し期間

- （1）短期車椅子の貸し出しは、原則として最長 2 週間とする。
- （2）長期車椅子の貸し出しは、原則として最長 6 か月とする。
- （3）短期車椅子の更新は不可とする。（やむを得ない理由がある場合を除く）
- （4）長期車椅子の更新は貸し出し期間内に更新手続きを行うものとする。

第6条 費用

- （1）車椅子の貸し出しは無料とする。修理等に関する費用は借受人の実費負担とする。
- （2）タイヤの劣化がある場合はタイヤ交換代を借受人の実費負担とする。

第7条 貸し出しの条件

車椅子の貸し出し条件は次のとおりとする。

- （1）車椅子の引き取り、維持、修繕および返納に要する費用は、借受人の負担とすること。
- （2）転貸しないこと。
- （3）貸し出しの目的以外に使用しないこと。

- (4) 貸し出し期間の満了の日までに本会事務所に返納すること。
- (5) 車椅子の亡失、破損がないように使用すること。
- (6) 車椅子使用中の事故等の保障費については本会に請求しないこと。
- (7) 施設等に入所、あるいは病院に入院等した場合、本会に車椅子を返却すること。
- (8) 短期車椅子貸し出しは通院や怪我等、一時的に車椅子が必要な場合に限ること。(介護保険申請中、要介護 2 以上の方も含む)
- (9) 長期車椅子貸し出しは病気や障害等、長期的に車椅子が必要な場合に限ること。ただし、要介護 2 以上の方、障害等で車椅子の給付を受けている方は介護保険等の車椅子を優先する。(やむを得ない理由がある場合を除く)
- (10) 更新を行う際は手続きの前に自己点検を必ず行うこと。

第 8 条 委任

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から執行する。

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

川辺町社会福祉協議会